

佐呂間町分別収集計画
(第6期 平成23年～27年)

目

次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための 方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5
別紙 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	6

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある環境の中で生活することは、町民すべての願いです。

この生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。近年の経済発展に伴う一般廃棄物の排出量は増加し、その質も多様化している。

一方、町民の環境への意識の高まり等を背景として、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設や最終処分場の確保は非常に困難なものとなっており、廃棄物の処理を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況の中、本町では可燃ごみについては、遠紋ブロックごみ処理広域化基本計画に基づき平成14年12月から遠軽町において焼却処理を行い、ごみの減量化を進めてきているが、最終処分場の残余容積の問題、資源保護の問題等に対応する必要性から、ごみの減量化・再資源化は重要な課題となっている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。
- ・町民参加によるリサイクル運動の積極的推進。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	574.60	567.88	560.61	552.42	544.47

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の各種事業を推進する。

（1）町民の役割

- ① ごみ問題を意識した購買や物を大切にすることの心掛け、不用品の有効利用などライフスタイルの見直し。
- ② 使い捨て商品の使用の自粛、再生品の利用拡大などごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入。
- ③ 簡素な包装の商品の選択、買い物袋の持参など簡易包装に対する協力。

（2）事業者の役割

- ① リサイクルしやすい包装資材の使用、商品の包装に対する自主基準の設定など流通、販売段階での簡易包装の推進。
- ② 減量化、リサイクルに適した商品の積極的な普及やPR。
- ③ 空きびんや牛乳パックの回収容器の設置など販売した商品の自主回収の促進。

（3）行政の役割

- ① ごみ減量化やリサイクルについての情報を、町広報やチラシを利用し、町民や事業者に周知を図る。
- ② ごみと容器包装廃棄物の区別の徹底により、減量化とリサイクル推進体制の充実を図る。
- ③ 台所から出る生ごみを堆肥化させる電動式の生ごみ処理機の購入促進をPRし、可燃ごみの排出を抑制する。
- ④ 容器包装廃棄物の排出ステーションのかごの作成に対する補助を行い、清潔な整頓された排出の抑制をする。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

別紙のとおり

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（平成21年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、町の人口推移データにより、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
5,911人	5,842人	5,767人	5,683人	5,601人
98.81%	98.83%	98.72%	98.54%	98.56%

上段：予想人口 下段：対前年度比

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集した容器包装廃棄物については、町の施設で一時保管し、その後定期的に遠軽地区広域組合リサイクルセンターへ運搬する。

分別収集体制を以下の表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		缶	委託業者による収集運搬 (本町にて収集後一時保管)	遠軽地区広域組合 リサイクルセンタ ー
主としてアルミ製の容器				
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん	〃	〃
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器		飲料用紙パック	〃	民間業者
段ボール		段ボール	〃	民間業者
ペットボトル		ペットボトル	〃	遠軽地区広域組合 リサイクルセンタ ー
プラスチック製容器包装		ペットボトル、白色 トレイ以外のプラス チック容器包装	〃	遠軽地区広域組合 リサイクルセンタ ー

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、遠軽地区広域組合リサイクルセンターで選別、保管する。

紙パック、段ボールは民間業者へ引き渡す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶	袋	平ボディトラック	遠軽地区広域組合 リサイクルセンター
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん	〃	〃	〃
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	紐で結ぶ	〃	—
段ボール	段ボール	〃	〃	—
ペットボトル	ペットボトル	袋	〃	遠軽地区広域組合 リサイクルセンター
プラスチック製容器包装	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック容器包装	〃	〃	〃

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めて行くため、町民や事業者、行政が協力して分別収集の推進体制を整備するよう指導する。

- ・町民や事業者のリサイクルに対する意識の高揚を図るため、チラシや広報による啓発に努める。

別紙

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装法リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	19.37 t		19.14 t		18.90 t		18.62 t		18.35 t	
主としてアルミ製の容器	11.82 t		11.68 t		11.53 t		11.36 t		11.20 t	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
無色のガラス製容器	17.15 t		16.95 t		16.73 t		16.49 t		16.25 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	17.15 t	0.00 t	16.95 t	0.00 t	16.73 t	0.00 t	16.49 t	0.00 t	16.25 t	0.00 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
茶色のガラス製容器	21.74 t		21.49 t		21.21 t		20.90 t		20.60 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	21.74 t	0.00 t	21.49 t	0.00 t	21.21 t	0.00 t	20.90 t	0.00 t	20.60 t	0.00 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
その他のガラス製容器	7.77 t		7.68 t		7.58 t		7.47 t		7.36 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	7.77 t	0.00 t	7.68 t	0.00 t	7.58 t	0.00 t	7.47 t	0.00 t	7.36 t	0.00 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.04 t		2.02 t		1.99 t		1.96 t		1.93 t	
主として段ボール製の容器	74.08 t		73.21 t		72.27 t		71.21 t		70.18 t	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	18.25 t		18.04 t		17.81 t		17.55 t		17.30 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	18.25 t	0.00 t	18.04 t	0.00 t	17.81 t	0.00 t	17.55 t	0.00 t	17.30 t	0.00 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	50.84 t		50.25 t		49.60 t		48.88 t		48.18 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	47.88 t	2.96 t	47.32 t	2.93 t	46.71 t	2.89 t	46.03 t	2.85 t	45.37 t	2.81 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
(うち白色トレイ)	0.00 t		0.00 t		0.00 t		0.00 t		0.00 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t